

[参考] 三木市長の資産公開について

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」（平成 4 年 12 月）および「政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例」（平成 7 年 12 月条例第 27 号）に基づき、三木市長の資産等を公開します。

## 1 公開日、公開場所

- (1) 公開日 7月2日(月)から閲覧開始
- (2) 公開場所 執務時間中、秘書課において閲覧に供する（公開する）  
こととします。

## 2 資産等報告書の要領

### (1) 資産等補充報告書

任期開始の日後毎年新たに有することとなった資産等であって、12月31日において存するものについて、資産等補充報告書はその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。

### (2) 関連会社等報告書

市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、関連会社等報告書を同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。